

17 女性の活躍促進について

(財務省、内閣府、厚生労働省)

【内容】

- (1) 働く場における女性の活躍は、我が国の経済成長にとって不可欠であることから、企業経営者を始めとする社会全体の気運醸成のため、マスメディアを活用した効果的な広報啓発や経済界への働きかけを強力に推進すること。
- (2) 女性の活躍促進の取組を一層推進するため、「地域女性活躍推進交付金」を始めとした財政的支援を継続・拡充するとともに、各地域における先進事例を取りまとめ、わかりやすく発信していくこと。
- (3) モノづくり産業の強化に不可欠である女性人材の活躍を図るため、理系分野・モノづくり現場への女性の進路選択支援や女性技術者・研究者・技能者の育成支援を推進すること。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定が進むよう事業主に働きかけるとともに、とりわけ、行動計画の策定が努力義務となった中小企業における取組が促進されるよう、効果的な施策の充実を図ること。

(背景)

- 内閣府の「平成26年度女性の活躍推進に関する世論調査」によると、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なこととして、「周囲の理解・意識改革」と回答した者の割合が49.6%にのぼり、社会全体の意識改革が重要な鍵を握っていることが示されている。

また、本県が同年、県内企業を対象に実施した「女性の活躍状況『見える化』調査」結果によると、規模の小さな企業ほど女性の活躍が進んでいないことから、企業の大半を占める中小企業への啓発・働きかけが重要である。

○ 平成26年度に、国において「地域女性活躍推進交付金」が創設され、本県でも、交付金を活用して、女性活躍企業等の認証、「あいち女性の活躍促進サミット2015」の開催など、企業の自主的取組を促す新たな事業を実施し、働く場における女性の「定着」と「活躍」の場の拡大に向けて各種取組を進めているところである。

今後、こうした事業を継続・拡大して実施することが企業における取組の加速化につながることから、当該交付金を継続することはもとより、交付金の増額、交付率の引上げ、柔軟な運用など支援内容の拡充を望むものである。

○ 我が国経済の基盤であるモノづくり産業を支える人材の確保・育成は急務であるが、製造業の専門・技術職に占める女性比率は10%（平成22年度国勢調査）、また、大学における女子学生の割合も、理学26.8%、工学13.6%（文部科学省「平成27年度学校基本調査」（速報値））と低く、これらの分野での女性人材の活躍が求められる。

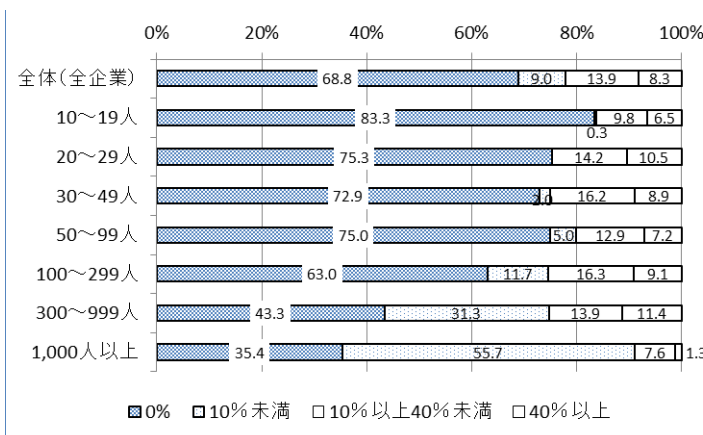
○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年9月4日公布・施行）において、301人以上の労働者を雇用する事業主については、「一般事業主行動計画」を策定することが義務付けられた（計画策定については平成28年4月1日施行）ことから、確実に策定されるよう、周知徹底が必要である。一方で、300人以下の事業主については努力義務とされたことから、とりわけ、中小企業に対する女性の活躍促進に向けた働きかけが求められる。

本県では、女性の活躍に取り組む中小企業への奨励金支給等の事業を実施しているが、国においても、中小企業への助成を拡充した女性活躍加速化助成金を始め、更なる施策の充実を求めるものである。

（ 参 考 ）

「女性の活躍状況『見える化』調査」結果（平成26年12月、3000社回答）

女性管理職比率別の企業の割合



女性管理職が5%以上増加した企業の割合

